

事務連絡
令和元年10月15日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局
健康課栄養指導室

令和元年台風第19号による災害に係る避難所等で生活する方への
栄養・食生活の支援について

今般発生した令和元年台風第19号による被害で被災された方々については、個々の避難所におられる方々を含め、健康面への様々な悪影響が懸念されます。食事・栄養は健康管理上、極めて重要な要素の一つであり、病者、高齢者等から個別的な相談支援を求められることが想定されます。

つきましては、今般別添のとおり、公益社団法人日本栄養士会に栄養・食生活の支援について協力を依頼しましたので、各県の栄養士会等と調整の上、個別の対応が必要な方々への食品の提供等、栄養・食生活の支援について、必要な対応を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今般の台風19号により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付致します。

連絡先	厚生労働省健康局健康課 栄養指導室
電話	03-5253-1111（内線）2951、2953
FAX	03-3502-3099
担当	齋藤、今井

(別添)

事務連絡
令和元年10月15日

公益社団法人 日本栄養士会 御中

厚生労働省健康局
健康課栄養指導室

令和元年台風第19号による災害に係る避難所等で生活する方への
栄養・食生活の支援について（協力依頼）

平素より、健康づくり施策につきまして御理解・御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、今般発生した令和元年台風第19号による災害は甚大であり、現在、被災地では、避難所において生活されている方も多数おられます。

個々の避難所におられる方々を含め、被災された方々については、健康面への様々な悪影響も懸念される中、食事・栄養は、健康管理上、極めて重要な要素の一つとなります。

つきましては、貴会におかれましても被災地での栄養・食生活支援の協力について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、支援に当たっては、被災自治体と十分な連携の下、被災地の状況に応じ特殊栄養食品ステーションを設置し、個別の対応が必要な方々に、ニーズに応じた食品等を提供する体制を整備くださいますよう、お願いいたします。